

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	保育の実施・費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東村山市は、保育の実施・費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

東村山市長

公表日

令和3年11月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育の実施・費用の徴収に関する事務
②事務の概要	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、児童福祉(保育の実施・費用の徴収)に関する事務を行う。東村山市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 入所利用調整事務における児童扶養手当の受給状況及び措置入所における費用の徴収等の事務
③システムの名称	1 子ども・子育て支援システム 2 住民基本台帳システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の8の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供の根拠 情報提供は行わない 情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二の13の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第10条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部 保育幼稚園課
②所属長の役職名	子ども家庭部 保育幼稚園課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東村山市役所 総務部 総務課 〒189-8501 東京都東村山市本町一丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東村山市役所 子ども家庭部 保育幼稚園課 〒189-8501 東京都東村山市本町一丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-394-7399

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月24日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	東村山市は、保育の実施・費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	東村山市は、保育の実施・費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和2年12月24日	公表日	2019/6/10	2020/12/24	事後	
令和2年12月24日	I 1 ②	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、児童福祉(保育の実施・費用の徴収)に関する事務を行う。東村山市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。入所利用調整及び利用者負担決定(徴収)における世帯状況・住民税額等の確認	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、児童福祉(保育の実施・費用の徴収)に関する事務を行う。東村山市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。入所利用調整事務における児童扶養手当の受給状況及び措置入所における費用の徴収等の事務	事後	
令和2年12月24日	I 1 ③	1 子ども・子育て支援システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー	1 子ども・子育て支援システム 2 住民基本台帳システム 3 中間サーバー	事後	
令和2年12月24日	I 3	番号法 第9条第1項及び別表第1の8の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条	番号法第9条第1項及び別表第一の8の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条	事後	
令和2年12月24日	I 4 ②	情報提供の根拠 情報提供は行わない 情報照会の根拠 番号法 第19条第7号及び別表第2 項番1 3、16	情報提供の根拠 情報提供は行わない 情報照会の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二の13の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第10の3条	事後	
令和2年12月24日	I 5 ①	子ども家庭部 子ども育成課	子ども家庭部 保育幼稚園課	事後	
令和2年12月24日	I 5 ②	子ども家庭部 子ども育成課長	子ども家庭部 保育幼稚園課長	事後	
令和2年12月24日	I 8	東村山市役所 子ども家庭部 子ども育成課 189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846	東村山市役所 子ども家庭部 保育幼稚園課 〒189-8501 東京都東村山市本町一丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:045-394-7399	事後	
令和2年12月24日	II 1	1万人以上10万人未満 2015/12/1時点	1,000人未満(任意実施) 2020/12/1時点	事後	
令和2年12月24日	II 2	2015/12/1時点	2020/12/1時点	事後	
令和2年12月24日	IV 4		委託しない	事後	
令和2年12月24日	IV 5		提供・移転しない	事後	
令和2年12月24日	IV 6		接続しない(提供)	事後	
令和2年11月11日	I 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条	事後	
令和2年11月11日	I 4 ②	番号法第19条第7号及び別表第二の13の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第10の3条	番号法第19条第8号及び別表第二の13の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第10条の3	事後	
令和2年11月11日	I 7	FAX:045-696-6846	FAX:042-393-6846	事後	
令和2年11月11日	I 8	FAX:045-394-7399	FAX:042-394-7399	事後	